

## 児童手当制度が一部変わります

### 改正内容

① 現況届の提出が原則不要となります

これまで、毎年6月に全ての人が現況届の提出をお願いしていましたが、令和4年度以降は一部の人を除き現況届の提出は不要です。

※現況届の提出が必要な人

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市町村で児童手当を受給している人
- ・児童の戸籍がない人
- ・離婚協議中などで配偶者と別居している人
- ・令和3年度以前の現況届を提出していない人
- ・法人である未成年後見人、施設などの受給者の人
- ・その他、本市から提出の案内があった人

提出が必要な人へは本市から6月初旬に現況届を送付します。6月30日(木)(消印有

効)までに郵送してください。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

② 新たに特例給付の支給に係る所得上限限度額が設けられます

今回の改正により、令和4年6月分(10月5日支給分)

の児童手当から所得が一定額以上ある場合、手当が支給されなくなります。

児童を養育している人(受給者)の所得によって支給内容が変わります(左表参照)。  
※所得超過により支給対象外となった人が、所得上限限度額未満になった場合、改めて認定請求書の提出が必要となります。提出がない場合、児童手当の支給をすることができませんのでご注意ください。  
固こども未来室(内線205)

### ◆児童手当または特例給付の所得限度額

| 扶養親族などの数 | A：児童手当の所得制限限度額 |            | B：特例給付の所得上限限度額 |            |
|----------|----------------|------------|----------------|------------|
|          | 所得額(万円)        | 収入額の目安(万円) | 所得額(万円)        | 収入額の目安(万円) |
| 0人       | 622            | 833.3      | 858            | 1071       |
| 1人       | 660            | 875.6      | 896            | 1124       |
| 2人       | 698            | 917.8      | 934            | 1162       |
| 3人       | 736            | 960        | 972            | 1200       |
| 4人       | 774            | 1002       | 1010           | 1238       |
| 5人       | 812            | 1040       | 1048           | 1276       |

A未満の場合=今までどおり児童手当を支給

A以上B未満の場合=児童1人当たり月額5000円の特例給付を支給

B以上の場合=手当は支給されません

## Pick Up!



4月8日、市役所で市消防団に対し、総務大臣感謝状(消防団関係)の伝達式が実施されました。

同感謝状は、消防団員の確保などに積極的に取り組む消防団に対し、総務大臣より贈呈されるものです。

## 「NET119」緊急通報システムのご利用を

「NET119緊急通報システム」は、聴覚や発話の障がいなどにより、電話での119番通報が困難な人が、スマー

トフォンなどからインターネットを利用して119番に通報できるシステムです。

「NET119」を利用するためには、事前に障がい福祉課または市消防本部への利用申請が必要です。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

**対象者** 市内在住で聴覚・音声・言語機能などの障がいにより音声での通報が困難な人  
固障がい福祉課(内線192)・FAX(25)3123、市消防本部指令課(☎(23)0119・FAX(26)0119)

4月

## 「ひと休みベンチ」寄附 制度が始まります



4月から、市が指定する歩道や公園へのベンチ（ひと休みベンチ）の寄附の募集が始まります。

この制度は、個人、企業および団体などからベンチを市に寄附していただき、市がベンチの設置および維持管理をするものです。また、ベンチには寄附者の銘板を設置しま

す。

これにより、市民の皆さんが外出時に安心して休憩できる空間の確保に努めます。

※寄附制度について詳しくは、市ウェブサイト（道路交通課のページ）をご覧ください。お問い合わせください。  
414  
園道路交通課（内線412、414）

## 自衛官等募集事務 に係る情報提供の 除外届出制度

本市では法令に基づき、防衛大臣が行う自衛官および自衛官候補生の募集事務のため、使用目的を限定した上、防衛省に18歳と22歳の市民を対象として、住民基本台帳記載事

項の提供を行っています。

本市に住民登録がある人でご自身の個人情報提供を希望されない場合は、事前に届出ることによって提供される情報から除外できます。

**届出期間** 17歳～22歳に到達する年度の4月1日までの期間（随時） ※一度届出ること

で除外の効果は続きます。

**届出方法** 本人確認書類などを持参し、市民窓口課で配布する「自衛隊への情報提供除外届出書」に必要事項を記入し、同課へ（同届出書は市ウェブサイトで（市民窓口課のページ）からもダウンロードできます）。 ※郵送や代理人による届出も可能です。詳しくは、

お問い合わせください。  
市民窓口課（内線131、132）

### 毎月28日の車両通行止めがなくなります

毎月28日、瀧谷不動明王寺の月例祭のため車両を通行止めとしている左記の区間は、5月28日（土）より解除し、通行可能となります。

**区間** 府道森屋狭山線「錦織」交差点～高橋～瀧谷不動明王寺（彼方1762）前  
※通行止め解除に伴い、露店は瀧谷不動明王寺駐車場内に移転します。  
0028  
瀧谷不動明王寺（☎34）

## 新庁舎建設事業 ～説明会・ワークショップを開催～

### ■新庁舎建設に関する市民説明会

現時点で計画している整備の手順やスケジュール、新庁舎の特徴などについて、4月に引き続き中間報告として市民説明会を開催します。

#### ①レインボーホール（市民会館）

とき 5月13日（金）、午後7時～8時

定員 40人

#### ②かがりの郷

とき 5月14日（土）、午後1時～2時

定員 30人

※いずれも、当日直接会場へ。

園総務課（内線341）

### ■新庁舎ユニバーサルデザインワークショップ

「すべての人にやさしい～分かりやすく、使いやすい庁舎～」を実現するため、ユニバーサルデザインの観点から新庁舎のあり方について市民の皆さんと一緒に検討する同ワークショップを開催します。

とき 5月29日（日）、午後1時30分～3時

ところ 市役所

定員 20人程度

申し込み 5月6日（金）～18日（水）に、下図の申し込みフォームまたは総務課に備え付けの申込書に必要事項を記入して同課（内線341）へ（申し込み先着順）



## 都市緑化を活用した猛暑対策 事業実施のお知らせ

令和3年10月に大阪府の都市緑化を活用した猛暑対策事業補助金を活用し、喜志駅東口ロータリーにおける暑熱環境改善対策として、市でプランターおよび緑陰ベンチを設置し、バス事業者である金剛自動車株式会社により上屋を設置しています。



植栽などの緑化対策や上屋の整備を行うことで日差しを抑制し、利用者や歩行者にとって涼しさを感じられるクールスポットを創出しています。  
園道路交通課（内線413、418）

## 防災アプリ「HAZARDON」のご利用を

防災アプリ「HAZARDON」は、富田林市や気象台が発信する気象情報や、避難情報をスマートフォンで入手したり、地図で洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域を確認したりできるスマートフォン用防災アプリです。

自然災害に対する備えの一つとして同アプリをご活用ください。



「富田林市洪水・土砂災害ハザードマップ」を改訂しました。

この度の改訂は、水防法の改正により、大阪府の作成・公表する洪水浸水想定区域図が見直されたことによるものです。

その内容としては、国の指

針に基づき全国を15のブロックに分け、それぞれのブロックの降雨特性を判断し、それを基に最大雨量を想定することとなりました。石川流域は近年に観測した最大雨量を約4倍することとなり、平成7年7月に1時間最大雨量48・7mmを観測したことから、こ

## 洪水・土砂災害ハザードマップを配布



固危機管理室（内線 9503）



平成29年10月台風時の濁流の石川（金剛大橋付近）

れを約4倍した195.5mmを1時間最大雨量として想定した結果を基に作成しています。

同ハザードマップは、今月号に折り込みしている他、市役所1階総合案内、危機管理室および金剛連絡所などに備えて付けていますのでご利用ください。

近年の災害時には想像を超える豪雨により、甚大な被害が発生しています。

日頃から同ハザードマップで危険な箇所を理解するとともに、災害への備えを確認しておきましょう。

※大阪府公表の洪水浸水想定区域図は、府ウェブサイト [https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/kozushinso.html] をご覧ください。



## 5月31日は世界禁煙デー

5月14日～20日はギャンブルなど依存症問題啓発週間

依存症は回復が十分可能な病気です。ご本人やご家族だけで抱え込まず、まずは左表の相談窓口などへご相談ください。

たばこをやめられないのは、タバコの煙に含まれるニコチンの持つ強い依存性が原因です。このような喫煙習慣は「ニコチン依存症」といわれ、治療が必要な病気とされています。

保健センターでは無料の禁煙相談も実施していますので、気軽にお問い合わせください。

固健康づくり推進課 ☎(28) 55201



| 相談窓口                          | とき  |
|-------------------------------|---|
| 大阪府こころの健康総合センター ☎06(6691)2818 | 月～金曜日＝午前9時～午後5時45分、第2・第4土曜日＝午前9時～午後5時30分（いずれも祝日は除く） |
| おおさか依存症土日ホットライン ☎0570(061)999 | 土・日曜日、午後1時～5時                                       |
| 富田林保健所 ☎(23)2681              | 月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時45分                           |

固府地域保健課 ☎06(6944)7524

## 5月は「宅地防災月間」

宅地災害は、いったん起こると家屋や家財、ときには尊い人命に関わることにのみならずかねません。

造成中の急斜面、無理な積み方をした石垣、風化の著しい崖面などは、長雨、大雨などにより思わぬ災害を引き起こすことがあります。

「宅地防災月間」は、大雨が予想される梅雨期の前に、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぎ、宅地災害をなくそうという目的で実施しています。

大阪府では、この期間中に府内市町村や消防、警察など宅地防災に係る機関と協力して、次のような事業を実施します。

### ◆防災パトロールの実施

パトロール隊を編成し、宅地造成地や土砂採取地などにおける造成地の防災工事の安全性などについて点検・指導します。

### ◆宅地防災技術研修会の実施

宅地防災知識の啓発・普及

を図るため、5月下旬に宅地造成事業者、設計者などを対象とした宅地防災に関する技術研修会を開催します。

また、ご家庭でもこれを機会に宅地災害を未然に防止するため、次の点について自宅周辺を点検し、必要に応じて早急に適切な処置をしてください。

■石垣、擁壁などに亀裂などは入っていませんか。また、割れ目から地下水がしみ出ていませんか。

■石垣、擁壁などの水抜き穴からうまく水が流れ出ていますか。  
■地盤は沈下していませんか。  
■排水のための溝に泥などが詰まっていますか。

研修会や点検方法などについて詳しくは、府ホームページ [https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\\_shinsa/takuchi\\_pantfu/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/takuchi_pantfu/index.html) をご覧ください。

閩都市計画課（内線454）、府建築指導室審査指導課 ☎ 06(6210)9722

## 5月はため池愛護月間

市では、ため池災害の最も起きやすい梅雨・台風期前に、5月を「ため池愛護月間」と定め、災害と水難事故を防止するとともに、環境を保全するため、広報活動を実施し

ますので、皆さんも次のことなどに注意してください。

■ため池を利用する皆さんへ  
・ごみを捨てないようにしましょう。

・地域ぐるみで実施されるため池の草刈りや、水路の清掃に参加しましょう。

・水を汚す家庭からの排水にちよっとした心遣いをしましょう。

・ため池や水路の漏水を発見したときは市役所へ連絡しましょう。

■子どもを水難事故から守るために  
・ため池管理者や地域などで

設置する危険標識は幼児や児童が分かりやすいものにしましょう。

・ため池の安全施設の破損に注意しましょう。

・ため池や水路周辺で遊んでいる子どもを見掛けたら注意の一声を掛けましょう。

・町会（自治会）などを通じて子ども水難事故防止について保護者などへ啓発しましょう。

閩農とみどり推進課（内線423）



### 生産緑地地区の指定を受け付け

本市では、良好な都市環境の形成を図ることを目的に、平成4年度より生産緑地地区を指定しています。平成30年12月に面積要件を300㎡に引き下げる条例を制定し、今まで指定することができなかった小規模な農地についても指定可能となったことから、今年度も、新たに同地区の指定を受け付けます。

**受付期間など** 5月6日(金)～6月30日(木)に、都市計画課（内線453）で受け付け  
※同地区の指定には要件がありますので、事前に土地の位置、地番、面積などを確認の上、早めにご相談ください。また、指定することになった場合、土地の登記事項証明書などの書類が必要です。

### 「南部大阪都市計画錦織北二丁目第2地区地区計画」の決定に係る案の縦覧

「南部大阪都市計画錦織北二丁目第2地区地区計画」について、次のとおり縦覧を実施します。なお、本市在住の人および利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見書を提出することができます。

**縦覧期間** 5月17日(火)～5月30日(月)  
**縦覧場所** 市役所4階都市計画課および市ウェブサイト（都市計画課のページ）  
**意見書の提出期限** 5月30日(月)  
閩都市計画課（内線458）

## レンタサイクル「かわっちりん」のご利用を

環境にやさしく、健康増進にもつながる身近な乗り物の自転車を出すレンタサイクル「かわっちりん」が、喜志駅地下自転車駐車場〔☎(24)6293〕および富田林駅自転車駐車場〔☎(24)9479〕でご利用いただけます。

仕事や通勤、通学、観光などにぜひご利用ください。  
※利用方法・料金・時間など詳しくは、利用を希望される駐車場へお問い合わせください。

道路上に自転車などを放置すると、歩行者の通行の妨げ

## 自転車の放置はやめましょう

になり大変危険です。また、ま  
ちの景観も損なわれます。  
人の迷惑にならないよう、道  
路上に自転車やミニバイクな  
どを放置しないようにしまし  
よう。

### ■自転車等放置禁止区域

本市では、各駅周辺の道路  
に「自転車等放置禁止区域」  
を指定し、区域内に放置され  
ている自転車やミニバイクを  
保管所へ撤去・移送していま  
す。

撤去された自転車やミニバ  
イクは、「第1自転車等保管  
所」(若松町東一丁目6の27)  
〔☎(26)3233〕で返還してい

## 金剛駅東(ABCD)自転車駐車がリニューアル

金剛駅東(ABCD)自転車駐車がリニューアルされました。

新たに一時利用の空き状況が一目で分かる満空表示が設置された他、交通系ICカード(ICOCAのみ)での支払いも可能になりました。

一新された同自転車駐車をぜひご利用ください。

※詳しくは、金剛駅東(ABCD)自転車駐車場〔☎(29)5335〕へお問い合わせください。  
岡道路交通課(内線416)



### ■放置自転車を見つけたら

公共の道路上に長期間放置されている自転車を見つけたら、移動させず、まずは警察署または道路交通課までお問い合わせください。  
岡道路交通課(内線416)

## ひとり親家庭の親などのための就業支援講習会

### ■医師事務作業補助者実務能力認定

とき 8月6日～9月24日の毎週土曜日、午前10時～午後4時(全8回)

ところ 大阪府立母子・父子福祉センター(大阪市東成区中道一丁目3の59)

定員 20人 受講料 8000円

申し込み 7月6日(水)(必着)までに、大阪府立母子・父子福祉センターホームページの登録フォームまたは往復はがきに、講習会名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号、志望動機、過去に同センターで受講した講座、Wi-Fi環境の有無、保育希望者は子どもの氏名・年齢(対象は2歳から就学前まで)を記入し、〒537-0025大阪市東成区中道一丁目3の59 大阪府立母子・父子福祉センター〔☎06(6748)0263〕へ(申し込み多数の場合抽選)

※詳しくは、同センターホームページ〔<https://www.osakafu-boshiren.jp/>〕をご覧ください。

2月1日、富田林ブランド認定委員会を開催し、新たに次の2商品が富田林ブランド



として認定されました。  
・「木曜日のサーモン」(株式会社 大市珍味)  
・「イノちゃんコロッケ」(NPO法人 動・就労継続支援B型事業所 バンジー)  
●富田林ブランドの販売コーナーをご利用ください  
富田林ブランド認定商品を集めた販売コーナーが、きらめきファクトリーにありますので、ぜひご利用ください。  
岡きらめきファクトリー〔☎(24)5500〕

## 男女共同参画フォーラム「Be - in ひろっぱ」 実行委員募集

地域での男女共同参画を進めることを目的に、男女共同参画フォーラム「Be - in ひろっぱ」を開催します。

皆さんも実行委員になって、その企画や運営に携わってみませんか。実行委員会は、6月～翌年3月の間に、月1回程度開催する予定です。

**募集人数** 10人程度（性別不問）

**申し込み** 5月13日(金)（必着）までに、人権・市民協働課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクスまたはEメールで、〒584-8511常盤町1の1 人権・市民協働課〔(内線474)・FAX (25)9037・Eメール jinken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ  
※応募用紙は、市ウェブサイト（人権・市民協働課のページ）からもダウンロードできます。

## LGBTQコミュニティスペース「にじいろブーケ」

ひとりで悩まず、同じ悩みや思いを持った仲間と話してみませんか。

**とき** 5月21日(土)、午後2時～4時 **ところ** 市役所

**内容** LGBTQに関する本市の取り組みと今後のビジョン  
**定員** 20人 **参加費** 200円

**申し込み** 5月6日(金)～19日(休)に、市ウェブサイト（人権・市民協働課のページ）の申し込みフォームまたはEメールで、講座名、参加者の氏名（匿名可）を記入し、人権・市民協働課〔(内線471)・Eメール jinken@city.tondabayashi.lg.jp〕へ（申し込み先着順）

原子爆弾によって被害を受けた人の高齢化が進む中、その体験を風物化させることなく

## 「時をつなぐ平和絵本」 が完成

思いをつなぐ  
～8月6日、私のヒロシマ～



後世に語り継ぎ、二度と戦争を引き起こさないよう、その悲惨さや平和の尊さを訴えていかなければなりません。  
この絵本は、市内在住の**上本** 保彰さんが語った被爆体験を、第三中学校3年（当時）の生徒13人が、未来に伝えたい思いでその光景を描いたものです。  
上本さんと子どもたちの平和への願いが多くの人に届くよう、市内の図書館でも貸し出ししていますので、ぜひご覧ください（市ウェブサイト

閩人権市民協働課(内線474)

### ■上本さんからのメッセージ

・思いをつなぐというネーミングや中学生の純粋な感性、話した内容の正確な表現に感動した

・核をなくしてほしいと心から願っている

### ■作成した生徒からのメッセージ

・辛く忘れたい記憶を話して下さったことを忘れません

（人権・市民協働課のページ）でもご覧いただけます。

# 6月1日は人権擁護委員の日

## 本市の人権擁護委員

本市では、次のとおり人権擁護委員による、特設人権なんでも相談を実施します。人権に関するさまざまな問題や近隣とのトラブルなど、身近で困っていることがあれば、気軽にご相談ください。  
**特設人権なんでも相談**  
**とき** 6月1日(水)、午前9時～正午、午後1時～4時  
**ところ** 市役所1階市民相談室 ※当日、直接会場へ。電話（内線199）での相談も受け付け。

- |          |          |          |          |          |           |           |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| ○岡本 聡子さん | ○藤田 裕邦さん | ○渡辺 隆昭さん | ○木下 佳信さん | ○蔵田 和子さん | ○阪本 省三さん  | ○芝本 とも子さん | ○十石 慈洋さん | ○藤田 裕邦さん | ○渡辺 隆昭さん |
| ○川口 博夫さん | ○北野 茂さん  | ○木下 佳信さん | ○蔵田 和子さん | ○阪本 省三さん | ○芝本 とも子さん | ○十石 慈洋さん  | ○藤田 裕邦さん | ○渡辺 隆昭さん | ○渡辺 隆昭さん |

## マイナンバーカードの日曜交付

マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

**とき** 5月1日(日)、8日(日)、6月5日(日)、午前9時～正午 **ところ** 市役所1階市民窓口課  
※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。  
閩市民窓口課（内線131、132）

## コンビニ交付サービスが一時休止

マイナンバーカードを利用した証明書の「コンビニ交付サービス」を実施しています。

同サービスでは、住民票の写しや印鑑登録証明書、市・府民税証明書の発行ができますが、次の期間はシステム点検のため、一時休止します。

**とき** 5月31日(火)、終日  
閩市民窓口課（内線131）、課税課（内線117）

## 5月1日～7日は憲法週間

憲法は私たちの生活の中で自由と幸福を追求するにあたって、決して欠かすことができないものであり、憲法について知ることは、「人権」を自分自身や社会、実生活との関わりにおいて学ぶきっかけにもなります。この機会に、家庭や地域で、憲法について話し合ってみましょう。  
閩人権・市民協働課（内線472）

## 監査委員が選任されました

令和4年第1回市議会定例会で同意を受けて、4月1日付で、花岡 秀行さんが監査委員に再任されました。  
閩監査委員事務局（内線491）

**補助対象** 昭和56年5月31日以前に建てられた住宅  
**補助額**  
■除却工事補助（木造住宅に限る）Ⅱ上限20万円  
■耐震診断補助（木造住宅の場合）Ⅱ診断費用のおおむね

## 住宅の耐震診断・耐震改修・除却工事補助制度

9割の額（上限5万円）  
※一般的な住宅では自己負担約5000円で耐震診断を受けることができます。木造住宅以外のご相談ください。  
■耐震改修補助（木造住宅に限る）Ⅱ工事費用の3分の1の額（上限100万円）  
※いずれの補助も工事などの契約前に申請してください。  
※受け付けは12月末までの予定です。ただし、予算がなくなり次第終了します。  
※その他条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。  
閩住宅政策課（内線438）

## 会計年度任用職員を募集

### ■戸籍窓口事務

**受験日・試験内容** 5月21日(土)（予備日22日(日)）・面接試験

**採用人数** 1人

**受験資格** 基本的なパソコン操作ができる人で、窓口業務に従事した経験があり、日曜日勤務が可能な人

**申し込み** 5月2日(月)～19日(木)に、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、市民窓口課（内線134）へ（郵送不可）

### ■公立保育園の保育士

**受験日・試験内容** 5月16日(月)または17日(火)・書類審査、面接試験

**採用人数** 4人

**受験資格** 保育士資格（地域限定保育士を含む）を有する人または令和4年5月31日(火)までに資格取得見込みの人

**任用期間** 6月1日(水)～令和5年3月31日(金)

※勤務成績などにより翌年度の再度の任用が可能です。

**申し込み** 5月13日(金)までに、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、こども未来室（内線282）へ（郵送不可）

### ■ふるさと寄附金事務

**受験日・試験内容** 5月14日(土)（予備日15日(日)、21日(土)）・面接試験

**採用人数** 1人

**受験資格** ふるさと納税に興味があり、ワード・エクセルの基本的操作のできる人で普通自動車免許を持っている人

※企業などで渉外や販売、商品企画、マーケティングなどの業務経験がある人歓迎

**申し込み** 5月13日(金)までに、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、都市魅力課（内線328）へ（郵送不可）

### ■管理栄養士

**受験日・試験内容** 5月13日(金)まで随時実施・面接試験

**採用人数** 1人

**受験資格** 管理栄養士資格を有する人で普通自動車免許を持ち、基本的なパソコン操作ができる人

**申し込み** 5月13日(金)までに、事前に連絡の上、申込書に必要事項を記入し、写真を貼って、健康づくり推進課〔☎(28)5520〕へ（郵送不可）

※免許・資格が必要な業務は、資格証明書の写しを添付してください。

※月～金曜日（土・日曜日、祝日は除く）、午前9時～午後5時30分に受け付け。

※勤務日、業務内容など詳しくは、実施要領をご覧ください。

※申込書、実施要領は各課で配布（市ウェブサイト（各課のページ）からもダウンロードできます）。

# 市若者・子育て世代転入促進 給付金の申請を受け付け

親または祖父母との同居または同居を目的として住宅を購入する若者・子育て世代に対して住宅購入費用の一部を助成します。

**支給要件** 申請時点で左表の要件全てを満たす人

**支給金額**  
・近居の場合 30万円  
・同居の場合 50万円  
**申請の受け付け** 令和5年3

月31日(金)までに、申請書に必要な事項を記入し、必要書類を添えて住宅政策課へ(郵送不可) ※予算がなくなり次第、終了します。

※説明書および申請書は、市役所4階住宅政策課で配布、または市ウェブサイトに(住宅政策課のページ)からダウンロードもできます。  
**固住宅政策課(内線437)**

| 対象者   | 対象住宅   |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■本市内に新たに住宅を取得した子世帯の世帯主またはその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)</li> <li>■本市に住民登録をしている40歳以下の人</li> <li>■本市の転入日前に1年以上継続して本市外に居住しており、対象住宅の工事請負契約日または売買契約日以降に転入している人</li> <li>※子世帯の世帯主、その配偶者のいずれかが契約日以降に転入していれば対象。</li> <li>■親世帯などが本市に1年以上継続して居住している人</li> <li>■親世帯などおよび子世帯に市税の滞納がない人</li> <li>■暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員または市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者に該当しない人</li> <li>■過去に同給付金、市近居同居促進給付金を受給していない人</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■新築または売買により取得した住宅</li> <li>※相続や贈与、その他対価を伴わない取得は対象外。</li> <li>■対象者が所有する住宅</li> <li>※共有名義の場合、子世帯が所有権の持分の2分の1以上を保有していること</li> <li>■令和3年4月1日以降(建物登記簿の権利部甲区欄の受付日で判定)に取得し、所有権保存登記または所有権移転登記が完了している住宅</li> <li>■関係法令に基づき適正に建築された住宅</li> <li>■自己の居住用に供する住宅</li> <li>※別荘や販売・賃貸するための住宅は対象外。</li> <li>※併用住宅の場合は、一定の基準を満たせば対象となる場合がありますのでお問い合わせください。</li> <li>■延べ床面積が50㎡以上で、玄関、便所、台所が付設されている住宅</li> </ul> |

# 第11回 特別弔慰金の 申請を受け付け

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金などを受け取る人がいない場合に特別弔慰金が遺族一人に支給されます。  
**請求期間** 令和5年3月31日

(金)まで  
**対象者** 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

※弔慰金の受給権を取得した人がいない場合は、戦没者などの死亡当時の遺族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、戦没者と1年以上の生計関係があった三親等内親族)のうち先順位の人。  
**支給内容** 額面25万円(5年償還の記名国債)

※支給を受けるには、請求手続きが必要ですが、詳しくは、お問い合わせください。  
**■すでに請求がお済みの人へ**  
現在、全国的に多くの申請

## 高齢者保健福祉計画等推進委員会の 委員を募集

**対象者・定員** 本市在住の介護保険の第2号被保険者(40~64歳)・1人

**活動内容** 介護保険事業や高齢者施策の計画を策定

**任期** 令和7年3月31日(月)まで

**申し込み** 5月6日(金)~、高齢介護課で配布する応募用紙に必要な事項を記入し、「高齢者が自ら活動できる地域づくり」をテーマにした作文(文字数は1000~1200字、用紙・様式は自由)を添えて、5月18日(水)、午後5時までに高齢介護課(内線175、176)に持参または郵送で〒584-8511常盤町1の1 高齢介護課へ(消印有効)  
※作文で1次選考、面接で2次選考をします。なお、1次選考合格者に対する2次選考の面接は、5月下旬から6月上旬頃に実施予定です。

## 住宅用火災警報器の 維持管理を

住宅用火災警報器は、一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は10年とされています。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。作動確認(機器の点検ボタンを押すか点検ひもを引っ掛ける)を定期的に実施しましょう。音が鳴るなどの反応がなければ故障か電池切れのため、住宅用火災警報器本体もしくは電池の交換が必要です。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる場合があります。10年を目安に交換しましょう。  
**固市消防本部予防課(☎231124)**

があり、都道府県での審査に時間がかかっています。順次案内を送付しますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。  
**固増進型地域福祉課(内線275)**



# 5月12日は 民生委員・ 児童委員の日

子育てや学校生活、医療・介護などで心配事や悩み事があれば、一人で抱え込まず身近にいる民生委員・児童委員

にご相談ください。

民生委員・児童委員は、地域のボランティアとして見守り活動をしたり、市民の皆さんの生活や福祉に関するさまざまな相談に応じて必要な支援をしたりしています。相談内容に応じて福祉制度や支援サービスを受けられるよう、関係機関への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には守秘義務があります。秘密は必ず守りますので、気軽に

にご相談ください。

地域の民生委員・児童委員を知りたい場合は、お問い合わせください。

固増進型地域福祉課（内線275）



## 地場産品を使った商品開発支援事業補助金の活用を

農産物および加工品の魅力を市内外にPRするため、本市特有の農産物を活用した新商品の開発を行う市内団体や、本市の農業者と連携して新商品の加工および販売を行う市内団体を対象に、「富田林市商品開発支援事業補助金」を交付しています。

対象や条件など詳しくは、お問い合わせください。

**補助金額** 1団体あたり上限45万円

**申し込み** 5月2日(月)～6月30日(休)に、農とみどり推進課（内線443）へ

## 鳥獣による農作物被害防止柵設置事業補助金の活用を

鳥獣による農作物の被害防止対策推進のため、鳥獣による農作物被害防止柵設置事業補助金をご活用ください。

**補助対象物品** 被害区域および被害予想区域内の田畑などに設置する次の防護資材など

◎電気柵

◎ワイヤーメッシュなどの防護資材（付帯する杭も可）

※いずれも購入金額が3万円未満の物品は対象外です。

**補助対象者** 市内在住の農家

**補助額** 購入金額の10分の8の額で、上限10万円

**申し込み** 5月6日(金)～令和5年2月28日(火)に、農とみどり推進課（内線445）へ

※予算がなくなり次第終了します。

## 障がい者基幹相談支援センター (障がい者雇用センター)のご利用を

障がいのある人と家族が地域で安心して暮らせるよう、各圏域に障がい者基幹相談支援センター（障がい者雇用センター）を設置しています（左表参照）。同センターでは、相談支援をするとともに、就労や雇用の支援を実施しています。その他にも、障がい者相談

支援センター（左表参照）や、障がい福祉課内出張相談窓口（月～金曜日（祝日は除く）、午前9時15分～午後5時）を設置していますので、気軽にご利用ください。

固増進型地域福祉課内障がい者基幹相談支援センター（内線162）

|  |  |
|--|--|
| 障がい者<br>基幹相談支援センター<br>(障がい者<br>雇用センター) | <b>第1圏域</b> （喜志・第一中学校区）<br><b>(福) 聖徳園「聖徳園みどりの風」</b> （川向町6の31）<br><b>とき</b> 月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時<br><b>固</b> ☎(26)8627・FAX(26)8628                      |
|  | <b>第2圏域</b> （第二・第三中学校区）<br><b>(福) いずみ野福祉会「つじやま相談室」</b> （廿山20の7）<br><b>とき</b> 月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時<br><b>固</b> ☎(28)5311・FAX(40)1513                    |
|  | <b>第3圏域</b> （金剛・葛城・藤陽・明治池中学校区）<br><b>(福) 四天王寺福祉事業団「四天王寺悲田富田林苑」</b> （向陽台一丁目3の20）<br><b>とき</b> 月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時30分<br><b>固</b> ☎(29)0500・FAX(29)0282 |
| 障がい者<br>相談支援センター                       | <b>● (福) 桃花塾「ピーチネット」</b> （喜志2067）<br><b>とき</b> 月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時<br><b>固</b> ☎・FAX(24)8626  |
|  | <b>● NPO法人あい「地域活動支援センターときわぎ」</b> （昭和田二丁目2の6）<br><b>とき</b> 月～金曜日（祝日は除く）、午前9時～午後5時<br><b>固</b> ☎・FAX(25)1516   |
|  | <b>● NPO法人次世代育成・少子化対策研究会「アプローチ寺池」</b> （寺池台二丁目12の8）<br><b>とき</b> 月～金曜日（祝日は除く）、午前10時～午後6時<br><b>固</b> ☎・FAX(29)8655  |

## ウクライナからの避難民の 受け入れ表明をしています

ロシアによるウクライナ侵攻では、子どもを含む多数の市民が犠牲になり、多くの避難民が隣国を中心に避難されています。

本市では、市議会とともに抗議し、募金箱の設置などを行っていますが、今後、避難民

の受け入れ要請があれば、迅速に対応できるように、市営住宅の提供、生活支援、就学支援など、受け入れのための準備を進めています。

固人權・市民協働課（内線473、471）

### 微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中を漂う物質のうち、直径2.5マイクロメートル（マイクロは100万分の1）以下の特に小さな粒子で、工場の排ガスなどに含まれるすすが主成分です。府では、時間ごとの情報を府大気汚染常時監視のページ [https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/] で公開しています。

また、大気中のPM2.5が国の指針による注意喚起の濃度レベルを超えると予想される場合は、注意喚起の情報が府の防災情報メールで配信されます。なお、注意喚起が発表された場合は、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動はできるだけ避けてください。

同メールを受信するには、事前に登録が必要です。登録方法についてはおおさか防災ネットホームページ [https://www.osaka-bousai.net/PreventInfoMail.html] をご覧ください。※同メールは、光化学スモッグや警報、注意報などの情報も配信していますので、必要に応じてご活用ください。

固環境衛生課（内線139）

## 市産後ケア事業を 実施しています

本市では、産後の体調や育児に不安があり、家族などから十分な支援が受けられない母子を対象に「市産後ケア事業」を実施しています。同事業では、医療機関でのショートステイ（宿泊）やデ

イサービス（日帰り）の機会を提供し、助産師などによる乳房のケアや授乳相談、赤ちゃんの健康状態の確認、育児相談などを実施しています。  
**対象者** 生後4カ月未満の乳児とその母親（早産児の場合は、お問い合わせください）  
また、産後の心身の不調や育児への不安が続いている産後1年未満の産婦さんと赤ちゃんを対象に、訪問看護型の産後ケアも実施しています。  
※同事業を利用するためには、事前の申請が必要です。申請方法や利用期間など詳しくは、お問い合わせください。  
固保健センター ☎(28)5520

### 創業支援セミナー

市内で創業を考えている人を対象に、創業支援事業を実施しています。

※詳しくは、お問い合わせいただくか、ウェブサイト（商工観光課のページ）をご覧ください。

**とき** 5月24日(火)、6月7日(火)、14日(火)、21日(火)、いずれも午後2時～4時（全4回）

**ところ** LICはびきの（羽曳野市軽里一丁目1の1） **定員** 20人

**申し込み** 5月6日(金)～、富田林商工会 ☎(25)1101、または商工観光課（内線481）へ（申し込み先着順）

### 介護面接会＆相談会

**とき** 5月24日(火)、午後2時～4時（受け付けは午後3時45分まで）

**ところ** ハローワーク河内長野（河内長野市昭栄町7の2）

**参加企業** 3社予定

**定員** 24人 **参加費** 無料

**持ち物** 履歴書（複数の企業を面接される人は複数枚ご用意ください）

※ハローワークカード受付票をお持ちの人は持参してください。

**申し込み** 5月6日(金)～、ハローワーク河内長野 ☎(53)3081 へ（申し込み先着順）

### 総合福祉会館の貸館予約状況が閲覧できます

4月より、貸館予約状況がインターネットで閲覧できるようになりました。

市社会福祉協議会ホームページにある「総合福祉会館 貸館状況を見る」をクリックすると、令和4年4月～令和5年3月の予約状況を閲覧できます。今後の活動にご活用ください。

固総合福祉会館 ☎(25)8261

## 5月は消費者月間

考えよう！ 大人になる  
とできること、気を付けること

4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、「18歳から大人」になります。

大人になると、例えば住宅賃貸やクレジットカードなどの契約を一人でできるようになると同時に、一度結んだ契約は簡単には取り消せなくなります。できるが増える分、責任も生じることになります。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約は慎重に行い、「だまされない消費者」になることが重要です。

市消費生活センターでは、より多くの人に改めて消費について考えてもらえるよう、啓発用リーフレットの配布や啓発講座を開催しています。もし、契約などでトラブルが起きてしまった場合は、一人で悩まず市消費生活センターか消費者ホットラインまでご

相談ください。

### ●市消費生活センター

(内線186)

とき 月～金曜日、午前9時

～正午、午後1時～4時(祝

日、年末年始を除く)

ところ 市役所1階市民相談

室横

### ●消費者ホットライン

(24時間)

とき 月～金曜日は午前9時

～午後5時、土・日曜日、祝

日は午前10時～午後4時(年

末年始を除く)

岡商工観光課(内線483)

### お役立ち情報の配信

国民生活センターでは、今注意すべき、子どもや高齢者、障がい者に関わる事故や悪質商法に関する情報をメールやSNSなどで無料配信しています(LINEは下図のQRコードからアクセスできます)。被害を未然に防ぐためにも是非ご登録ください。



詳しくは、国民生活セン

ターホームページ(<https://www.kokusen.go.jp/>)を

ご覧ください。

岡商工観光課(内線483)

### 下水道管渠長寿命化事業を実施

本市の公共下水道は、汚水と雨水を分ける分流式を採用しています。しかし、老朽化などの要因で污水管に雨水が流れ込んでいるため、雨天時に下水処理場の処理能力を圧迫しています。

上記の問題を解決するため、令和元年度から5カ年に渡り、加太・五軒家処理分区地区および金剛東処理分区地区(津々山台、小金台、廿山、向陽台、藤沢台、青葉丘、新青葉丘町、加太、五軒家)を対象に、同事業を実施しています。

今年度は5月より、向陽台の1地区で、同事業を実施します。

※詳しくは、お問い合わせください。

岡下水道課(内線262、266)

### 犬の飼い主のマナー

犬を放し飼いしたり、外出の際に犬を放したりすることは、人を咬んでしまう事故を招くだけでなく、飼い犬の交通事故や行方不明につながるなど非常に危険です。

リード(引き綱)などで飼い犬を確実につなぎ、犬のとっさの行動に対応できるようにリードは短く持ちましょう。

また、犬の散歩の際に出たフンは必ず持ち帰り、適切に処分しましょう。悪臭や衛生環境の悪化など、周囲の迷惑になります。

岡環境衛生課(内線139、171)

## 地域猫活動を始めてみませんか

地域猫活動とは、地域に住む所有者のいない猫に不妊去勢手術を行い、個体数の増加を抑制しつつ寿命を全うさせるとともに、地域で適正に飼育管理することにより糞尿などの生活環境被害の軽減を図る活動です。

所有者のいない猫について地域で考え、地域で取り組んでみませんか。

本市では登録された地域猫活動団体に対して、不妊去勢手術の費用の一部助成や、公益財団法人どうぶつ基金の無料不妊手術チケット(行政枠)の交付などの支援を行っています。

詳しくは、お問い合わせください。

岡環境衛生課(内線139、171)



## 自動販売機のリサイクルボックスに「ごみ」を捨てないで

自動販売機の横にあるボックスに、「ごみ」を捨てていませんか。

自動販売機はいつでもどこでも身近な物資を届けることを目的に、市民生活に必要なサービスとして広く社会に普及しています。特に、カン・ビンやペットボトルなどリサイクル可能な商品を数多く取り扱っているため、自動販売機と一緒にリサイクルボックスを設置しています。

これは、自動販売機を設置する事業者が、資源をリサイクルするための一つの仕組みとなっています。

自動販売機の横のボックスは、「ごみ箱」ではなく、「リサイクルボックス」です。

本市でもカン・ビンやペットボトル以外のごみや異物がボックスに捨てられていることがあり、環境問題の一つとなっています。

ごみは、リサイクルボックスに捨てないで持ち帰りましょう。そして、リサイクルボックスは正しく活用して、資源をリサイクルしましょう。  
 固環境衛生課（内線144～146）

令和3年度内のごみ収集中、合計2件のごみ収集車の火災事故が発生しました。その出火原因はごみに混ざったガスボンベやスプレー缶、使い捨てのライター、充電式のリチウムイオン電池などによるものでした。

危険物や処理困難物を分別せずごみ出しをすることは、ごみ収集車に甚大な被害がおよぶだけでなく、場合によっては家屋などの損壊や人命に関わる危険性もあります。

ガスボンベやスプレー缶、使い捨てのライターを捨てる時は、必ず中身を使い切った状態で出しましょう。

また、リチウムイオン電池などの充電式電池は、市役所環境衛生課や金剛連絡所、その他リサイクル協力店にて回収しています。

ごみ収集作業中の重大な事故を未然に防ぐため、ごみの分け方・出し方には十分注意

## ごみ収集中の火災事故件数の集計

～収集できないものを入れないで！！～

し、危険物や処理困難物をごみに出さずに適正な処理をお願いします。

### 回収対象の電池

「リチウムイオン電池」「ニカド電池」「ニッケル水素電池」の3種類

※持ち込みの際は、本体から電池を取り外し、金属端子部分やリード線をビニルテープなどで絶縁してください。

※リサイクル協力店は一般財団法人JBR Cのホームページ <https://www.jbr.com/> から検索できます。

固環境衛生課（内線144～146）

## 市営葬儀のご利用を

**対象者** お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀をされる場合

### 市営葬儀指定業者

○株安楽社（甲田二丁目9の10）☎(25)0042

○株花仙葬祭（富田林町24の17）☎(23)2238

○株花安（富田林町18の19）☎(23)6526

**申し込み** 右記の指定業者の中から選択し、「標準プラン」か

「簡易プラン」のいずれかを選び、直接申し込んでください。※基本料金に含まれないオプションなどを任意に選択することもできます。

※内容など詳しくは、「富田林市営葬儀のご案内」をご覧ください。市ウェブサイト（環境衛生課のページ）からダウンロードもできます。

固環境衛生課（内線147、149）

### 市営葬儀の利用料金

《お亡くなりになられた人が市民で、市内において葬儀される場合》

| 標準プラン              |                   | 簡易プラン    |  |
|--------------------|-------------------|----------|--|
| 自宅または集会所などで葬儀される場合 | 富田林斎場の葬儀室で葬儀される場合 | 20万1660円 |  |
| 大人                 | 大人                |          |  |
| 小人                 | 小人                |          |  |

### 富田林斎場の使用料金

《お亡くなりになられた人が市民の場合》

|                                      |        |       |
|--------------------------------------|--------|-------|
| 葬儀室使用料<br>※午後5時～翌日午後1時（和室は翌日午後3時まで）。 | 5万920円 |       |
| 霊安室使用料<br>※24時間まで。                   | 3050円  |       |
| 火葬室使用料                               | 大人     | 1万円   |
|                                      | 小人     | 6000円 |
|                                      | 死産児    | 4000円 |